

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		違反自転車等に対する措置
所 管 部 課 係 名		まちづくり未来部交通政策課交通政策係
根 拠 法 令 及 び 条 項		新座市自転車等駐車場条例第16条第1項 市長は、この条例又はこの条例に基づく規則に違反して駐車場内に駐車してある自転車等(次項及び第3項において「違反自転車等」という。)がある場合は、当該自転車等を撤去することができる。
処 分 基 準	関 係 条 項	上記の「違反自転車等」を例示すると、次のとおりである。 (1) 利用登録をしていない自転車等 (2) 一般利用のうち、特段の理由なく5日を超えて駐車している自転車等
	基 準 (未設定の場合はその理由)	
	参 考 事 項	
設 定 等 年 月 日		令和2年1月1日設定 (令和2年4月1日最終変更)